

専 決 処 分 書

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を要すべきところ、その処置に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

別記のとおり

令和5年5月2日

伊丹市長 藤原 保 幸

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(令和5年伊丹市条例第14号)

一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第438号)
の一部を次のように改正する。

附則第23項中「当分の間」を「令和5年5月7日までの間」に
改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。